

議案第 3 号

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程等を廃止する訓令  
について

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程等を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

平成23年3月9日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 沖縄県立博物館・美術館館長執務規程（平成19年沖縄県教育委員会訓令第13号）
- 二 美術品調査嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第9号）
- 三 美術品保存修復嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第10号）
- 四 博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第14号）
- 五 博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第15号）

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要説明

部課名 教育庁総務課

### 1 廃止を必要とする訓令の名称

- (1) 沖縄県立博物館・美術館館長執務規程
- (2) 美術品調査嘱託員設置規程
- (3) 美術品保存修復嘱託員設置規程
- (4) 博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程
- (5) 博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程

### 2 改正の経緯及び必要性

平成23年度から県立博物館・美術館の管理に関する事務を文化観光スポーツ部長に委任することとしており、関係する嘱託員は知事部で設置されることから教育委員会の設置規程は廃止する。

### 3 改正案の概要

- (1) 博物館・美術館の管理に関する事務委任に伴い下記の訓令を廃止する。(本則)
  - ア 沖縄県立博物館・美術館館長執務規程
  - イ 美術品調査嘱託員設置規程
  - ウ 美術品保存修復嘱託員設置規程
  - エ 博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程
  - オ 博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程
- (2) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。(附則第1項)

### 4 添付資料

- (1) 沖縄県立博物館・美術館館長執務規程
- (2) 美術品調査嘱託員設置規程
- (3) 美術品保存修復嘱託員設置規程
- (4) 博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程
- (5) 博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程を次のように定める。

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程

(趣旨)

第1条 沖縄県立博物館・美術館(以下「博物館・美術館」という。)の館長(以下「館長」という。)を地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とした場合における館長の執務等に関しては、別に定めるもののほか、この訓令によるものとする。

(任命及び任期)

第2条 館長は、博物館・美術館の管理運営に関し識見及び能力を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 館長の任期は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第3条 館長の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)に定めるところによる。

(勤務条件)

第4条 館長の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 館長の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は教育長が別に定める。

3 館長の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第5条 館長は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 館長は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 館長は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 館長は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解任)

第6条 教育委員会は、館長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、任期内でも解任することができる。

(1) 館長の職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 館長として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 任命の必要がなくなったとき。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、館長を非常勤の特別職とした場合における館長の執務等に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

## 美術品調査嘱託員設置規程

平成20年3月27日  
教育委員会訓令第9号

美術品調査嘱託員設置規程を次のように定める。

### 美術品調査嘱託員設置規程

#### (設置)

第1条 県が収蔵する美術品等の調査業務を円滑に推進するため、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）に美術品調査嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

#### (身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

#### (職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が収蔵する美術品の調査に関すること。
- (2) 県が収蔵を予定している美術品の調査に関すること。
- (3) その他美術品の調査に関すること。

#### (委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

#### (報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

#### (勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

#### (服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

#### (解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

#### (補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

美術品保存修復嘱託員設置規程を次のように定める。

美術品保存修復嘱託員設置規程

(設置)

第1条 県が収蔵する美術品の保存修復業務を円滑に推進するため、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）に美術品保存修復嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が収蔵する美術品の保存及び修復に関すること。
- (2) 県が収蔵する美術品の保存状態の調査及び管理に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程を次のように定める。

博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の学芸業務を円滑に行うため、博物館・美術館に博物館・美術館学芸業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の調査、収集及び整理に関すること。
- (2) 資料の保存、修復等に関すること。
- (3) 展示に関すること。
- (4) その他博物館・美術館の事業に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員資格を有する者
- (2) 前号に規定する学芸員資格を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。



博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程を次のように定める。

博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の教育普及業務を円滑に行うため、博物館・美術館に博物館・美術館教育普及業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育普及プログラムの調査及び策定に関すること。
- (2) 教育関係機関への学習支援に関すること。
- (3) ボランティア活動に関すること。
- (4) その他博物館・美術館の事業に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員資格を有する者
- (2) 前号に規定する学芸員資格を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。